

スポーツエールカンパニー認定制度 F A Q

【制度に関して】

Q 1 スポーツエールカンパニーとはなんですか？

A 従業員の健康増進のためにスポーツ活動の支援や促進に向けた積極的な取組を実施している企業等のことで、申請に基づき、スポーツ庁が認定します。認定された企業には、認定証及び認定マークの交付並びにスポーツ庁ホームページにて社名の公表をいたします。

Q 2 スポーツエールカンパニー2025 の認定対象となるのは、いつからいつまでの間に行われた取組でしょうか？

A 昨年度の申請締切日の翌日（2023 年 11 月 1 日）から今年度の申請締切日（2024 年 10 月 31 日）までの間に実施された実績のある取組が対象となります。また、前述の期間に収まらないような長期的な取組も認定の対象になります。

【申請に関して】

Q 3 申請対象を教えてください。

A 国内に本社又は事業所が所在し、本制度に係る申請書提出時に、Sport in Life コンソーシアムに加盟申請をしている企業を対象とします。本制度における「企業」とは、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、地方公共団体等が対象となります。

Q 4 認定基準はなんですか？

A 従業員のスポーツ活動を推進する取組を実施しており、以下の基準を満たしていることが必要です。

- 1 特定の従業員にとどまらず、企業、事業所等全体で推進している取組であること
- 2 経営者の理解を得て、企業、事業所等内部の取組が明確化されていること

- 3 取組が企業、事業所等内部において周知されており、取組実績があること
- 4 実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること
- 5 労働関係法令等が遵守されていること
- 6 暴力団及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団等に該当する者がいないこと

Q5 スポーツ実施を促進する取組は、週1回行っていない場合は申請できませんか？

A 実施頻度の基準は設けておらず、社内のクラブ・サークル活動や年1回の運動会開催なども申請いただけます。なお、「プラス認定」を希望する場合は、週1回以上の実施が条件となります。プラス認定の詳細は、Q14以降をご確認ください。

Q6 当社は大阪に本社、東京に支社があり、それぞれ従業員のスポーツ実施を促進する取組を行っています。それぞれ申請することはできますか？

A 全社統一的な取組を実施されている場合は、本社の代表名で申請を行ってください。それぞれの事業所において独自の取組を実施している場合は、それぞれで申請いただけます。なお、Sport in Life コンソーシアム未加盟の場合、前者は本社より、後者は支社ごとに加盟申請をお願いいたします。

Q7 当法人は学校法人ですが、申請できますか？

A 申請いただけます。ただし、児童・生徒・学生等は「従業員」に該当しないため、児童・生徒・学生等を対象とする取組は認定対象とはなりません。教職員は「従業員」に該当するため、教職員によるスポーツ実施を促進する取組を記載していただいた場合、認定となります。

Q8 当社には企業プロスポーツチームがあります。この場合、申請できますか？

A 企業プロスポーツチームを保有（選手を雇用）しているだけでは認定対象とはなりません。スポーツエールカンパニーとして認定されるためには、選手以外の従業員が行うスポーツ活動に対する支援や促進に向けた取組を実施している企業であることが求められます。

Q9 当社はスポーツジムを経営しており、トレーナー等の従業員は常にスポーツをして身体を動かしています。この場合、申請できますか？

A 営業活動として行われているスポーツ活動のみでは認定とはなりません。トレーナー等の従業員が営業活動以外（部活動など）で、スポーツをして身体を動かすような取組を記載していただいた場合、認定となります。

Q10 当社は建設現場で業務をしており、従業員は常に重い荷物を運んだりして身体を動かしています。この場合、申請できますか？

A 業務として身体を動かしているというだけでは認定とはなりません。業務前に全員で準備体操やストレッチをしている等の取組を記載していただいた場合、認定となります。

Q11 当組合は健康保険組合であり、母体企業の従業員のスポーツ実施を促進する取組をしています。この場合、申請できますか？

A 当該団体の従業員を対象とする取組であることが認定の前提となりますので、母体企業の従業員を対象とする取組のみでは認定とはなりません。健康保険組合の職員も母体企業の従業員と一体となってスポーツを実施している場合、認定となります。

Q12 前回の認定後に分社化・合併を行った場合、認定番号や回数の記載はどうすればよいですか？

A 分社・合併形態により判断いたします。一度事務局にお問合せください。

Q13 前回は支社が申請しましたが、今年は初めて本社が申請します。認定番号や回数の記載はどうすればよいですか？

A 本社としての新規申請となります。コンソーシアム加盟団体ではない場合は、合わせて加盟申請も行ってください。加盟申請の詳細は、Q22 以降をご確認ください。

【スポーツエールカンパニー認定申請 受付フォームに関して】

別紙「スポーツエールカンパニー認定申請受付フォーム入力マニュアル」をご確認ください。

【プラス認定について】

Q14 プラス認定とはなんですか？

A 申請企業において、従業員のスポーツ実施が週1回以上、かつ、70%以上の実施率が条件となります。プラス認定の申請には、上記に関する根拠資料の提出も必要となります。詳細は別紙「スポーツエールカンパニー認定申請受付フォーム入力マニュアル」をご確認ください。

Q15 プラス認定での申請を希望ですが、スポーツ実施に関する定義はありますか？例えば、始業前のラジオ体操は該当しますか？

A 定義は設けておりません。始業前の体操（ラジオ体操・ストレッチなど）や、フロア移動の際に階段を使用するなどの取組も該当となります。

Q16 アルバイトは従業員数に含みますか？

A 含みます。

Q17 産休中の従業員は従業員数に含みますか？

A 含みます。

Q18 従業員数が1名の場合、プラス認定に申請できますか？

A 申請いただけますが、根拠書類の提出が必須となります。

Q19 プラス認定での申請を希望ですが、プラス認定が取得できなかった場合でも、通常認定の審査対象になりますか？

A プラス認定を希望した申請で要件を満たさない場合、スポーツエールカンパニーの通常認定として問題がない取組内容であれば、通常認定の審査対象となります。

Q20 3件の社内運動の取組事項があり、そのうち2件の参加率が70%に達していません。このような場合でも「プラス認定」を希望できますか？

A 申請いただけます。なお、プラス認定は、社内におけるスポーツ活動推進の取組に限定せず、根拠資料により、従業員の70%以上が週1回以上スポーツを実施していることを証明いただければ、申請が可能です。

Q21 2024年2月より始めた社内の取組（週1回実施）があります。こちらはプラス認定の対象となりますか？

A スポーツ庁が実施する「スポーツの実施状況等に関する世論調査」において、週1回の実施を年51回以上の実施としています。こちらを目安として申請ください。

【Sport in Life プロジェクトについて】

Q22 Sport in Life プロジェクト、コンソーシアムとは何ですか？

A 多くの人々がスポーツに親しみ、スポーツが生活の一部になる（Sport in Life）社会を目指し、地方自治体やスポーツ団体・経済団体・企業等（以下「企業等」という）が一体となり、国民のスポーツ参画を促進するスポーツ庁のプロジェクトです。目標達成に向けて、より効果的・効率的な取組を行うため、企業等によるコンソーシアムを形成し、多様な形で国民へ広くスポーツの機会を提供することで、新たなスポーツ実施者の増加を目指します。

Q23 Sport in Life コンソーシアムに加盟するにはどのような手続きが必要ですか？

A Sport in Life のホームページをご参照ください。<https://sportinlife.go.jp/>
コンソーシアム規約及びロゴマーク使用規約等に同意いただき、WEB フォームにて申請
いただきます。申請いただいた内容を事務局、中央幹事会で確認しますので、承認まで
2、3週間かかります。

Q24 スポーツエールカンパニーの申請までに、コンソーシアム加盟の承認を得る必要が
ありますか？

A 申請日までに承認を得ることが望ましいですが、コンソーシアム加盟申請が提出さ
れ、承認審査中であれば可とします。

Q25 Sport in Life コンソーシアムに加盟するとどのようなメリットがありますか？

A 「Sport in Life」のロゴマークが使用でき、スポーツ実施者増加に向けた取組やモ
デル事業への応募、加盟団体間の連携・情報共有などに関するサポートを受けること等
が可能になります。

Q26 Sport in Life コンソーシアム加盟団体がすべきことはありますか？

A 加盟団体は、本コンソーシアムの目的の実現に向け、本コンソーシアムの活動に積極
的に参加するとともに、スポーツ実施者の増加に向けた取組等を実施していただきます。
また、毎年度末に、WEB フォームから「活動報告書」をご提出いただきます。